

令和4年第8回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和4年8月25日（木）第8回鹿沼市農業委員会総会を鹿沼市役所仮庁舎大会議室において開催した。

出席委員

1番 塩 入 佳 子	2番 豊 田 道 有	3番 田 島 正 男
4番 竹 澤 靖	5番 星 野 哲 朗	6番 川 田 武 雄
7番 荻 原 俊 彦	8番 吉 高 神 勇	9番 廣 田 和 世
10番 奈 良 茂 男	11番 江 俣 伸 一	12番 奈良部 繁 雄
13番 安 生 芳 子	14番 鈴 木 克 男	15番 神 山 卓 也
17番 大 森 用 子	18番 青 木 正 好	

(17名)

欠席委員

16番 廣 瀬 博

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 宇 賀 神 崇
	主 査 田 野 井 要 一	主 事 渡 邊 恵 梨 子
経済部農政課	主 査 星 野 昭 彦	

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 宇賀神 崇

—◇—

◎事務局長は、開会に先立ち、議案書2ページ5番の件について、その中の1筆の削除の修正を依頼した。

◎議長（豊田道有会長。以下議長）は午前10時00分、第8回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

11番 江 俣 伸 一 委員、17番 大 森 用 子 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、

議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は売買3件、贈与1件、交換2件、賃借権設定1件、使用貸借権1件、合計8件の許可申請が提出されました。別添の「農地法第3条調査書」に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている「農地法第3条第2項の各号」には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎田島 正男委員 1番と2番は関係がありますので併せてご説明いたします。1番と2番は●●さんと●●さんの田の交換になります。●●さんと●●さんは行川を挟んで家があり、●●さん側に●●さんの田、●●さんの側に●●さんの田があるということで、今後のことを考えての交換の許可の申請です。特に問題ないと思っておりますのでご承認のほどよろしく願います。

◎奈良部茂雄委員 3番の賃借権設定、4番の売買について、賃借権については23年間で、場所は元栗野保育所の西側でございます。譲渡人が●●さん、会社が●●という法人でございます。この方は観葉植物タロイモ栽培を主にやっている方です。4番については売買、栽培はやはりタロイモ栽培、シイタケ栽培、観葉植物をやっていく農地になります。売買についてですが、譲受人ともよく面談をしております、内容等についても間違いはないということですので、ご承認のほどよろしく願います。

◎鈴木克男委員 5番と6番の件は一括して説明いたします。5番の亀和田町の売買の件は譲渡人が●●さん、元々は壬生町の方ですが、身体が具合悪くなって今は●●に入所しています。譲受人は栃木市の●●さん、この方は元々は磯町の人で、栃木に転出して農業兼会社員ということで現在も磯町で農業をやっています。現地と譲渡人の自宅も見てきましたが、農地は亀和田町ですが壬生町に近く、自宅は母屋のみ残して納屋や農機具類は一切無い状態でした。譲受人は子どもが磯町に住んでいますが、栃木市から通って農業をやるということで本人から回答がありましたのでよろしくお聞きしたいと思っております。また6番の贈与については、この畑は先ほどの5番の●●番地の畑にくっついている畑で、譲渡人の●●さんは壬生町の方でこの近くに田んぼを持っています。現場を見た際にたまたま●●さんに話を聞くことができたのですが、●●番地は入口が狭いので譲ることにしたとのこと。本人と譲受人に話を聞いて問題なかったもので、ご承認のほどよろしく願います。

◎神山卓也委員 7番の使用貸借権設定の件ですが、土地は中栗野になります。●●さんから●●へ移転して、●●がそばと榊の栽培をしたいということです。●●は農地保有適格法

---

人ですが、代表は●●さんの息子の●●さんになっていて、●●さんと一緒にこれからそばと榊の栽培をしたいということです。現場は以前、太陽光の下で榊を作るという一時転用許可が出た畑でして、そこを今度は会社としてさらに榊の栽培を手広くしたいということもあって、会社として経営していきたいことでの申請になります。特に問題はないと思いますので、宜しくお願い致します。

◎青木正好委員 8番の北半田の件ですが、筆数は3筆ですが現況は2枚の田です。●●さんから●●さんへの売買です。●●さんは●●さんの叔父にあたる方になります。●●さんはお母さんと旦那さんと3人で農業をやっておりまして稲作中心になります。現地を確認したところ稲を作付けしておりまして何ら問題ないと思います。ご承認のほどよろしくお願ひします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めた。

◎竹澤 靖委員 5番です。冒頭に議案書の訂正で削除の話が出たのですが、この削除はなにか意図があったのですか、それとも農地ではなかったのですか。

◎事務局（渡邊主事） 冒頭に削除の訂正を依頼した亀和田町●●番地ですが、現地調査を行ったところ、現況が農地ではなく農地と農地の間にある水路の部分にあたるということが確認できましたので、農地としての取引ではなくて非農地証明で、農地ではなく水路ということで届出を出していただいて手続きをするということになったので、今回3条の申請からは削除させていただきました。

◎議長は、議案第1号について他に質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から8番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（田野井主査） 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番上粕尾における●●さん申請の釣り堀への転用については東を河川、西を山林と道路、南を山林、北を宅地に囲まれた農地です。また申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。なお本案件は、許可前に同目的に使用されていたことから始末書付きとなっております。以上、お手元の調査書通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

---

◎現地調査員（江俣伸一委員） ご報告いたします。8月19日に私と大森委員、橋本事務局長、宇賀神係長、田野井主査の5名で現地調査を行いました。議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についての現地調査結果を報告します。1番上粕尾の件は、上粕尾コミセンから北西へ約7,6kmのところ、釣り堀への転用です。転用自体は周囲の状況から問題はないと見てまいりましたが、すでに池が作られ魚も飼われていますので、始末書が必要と見てまいりました。以上です。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎大森用子委員 1番●●さん申請の上粕尾の件ですが、釣り堀のための転用です。認識不足ということで釣り堀を作ってしまったので、始末書付きですが現地調査員の報告の通り問題はありませんので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

◎議長は、議案第2号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（田野井主査） 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。1番、仁神堂町における●●申請の農地改良、園芸用土採取及び搬出入路のための一時転用については、東を畑と原野と宅地、西側を畑と雑種地と宅地、南を水路、北を畑と宅地と道路に囲まれた農地です。また申請地は、農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されますが一時的な利用に供するものであります。2番、磯町における●●申請の園芸用土採取のための一時転用については、東と西を道路、南と北を畑に囲まれた農地です。また申請地は農振農用地に区分されますが一時的な利用に供するものであります。以上、5条転用2件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎大森用子委員 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について現地調査結果を報告します。1番、仁神堂町の件は、市立菊沢東小学校から南へ約200mのところ、使用貸借権設定による農地改良、園芸用土採取及び搬出入路への一時転用です。周囲の状況から問題はないと見てまいりました。2番、磯町の件は、市立南押原小学校から南へ約300mのところ、貸借権設定による園芸用土採取への一時転用です。周囲の状況から問題はないと見てまいりましたが、近くに小学校があり通学路になっていることから、安全面への考慮が必要だと考えられます。以上です。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1番、仁神堂町の件は、仁神堂町の園芸用土採取販売業●●さんから仁神堂町の園芸用土採取販売業●●への使用貸借権設定による農地改良、園芸用土採取及び搬出入路の為の一時転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認のほど宜しくお願い致します。

◎鈴木克男委員 2番、磯町の件は、宇都宮市上戸祭町の●●さんから楡木町の建設業●●への貸借権設定による園芸用土採取のための一時転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので承認をお願い致しますが、付け加えて、農地に面する道路は小学校と中学校の通学路になっていますので、これについては十分に配慮するよう指導した上で許可したいと思えます。以上です。

◎議長 2番の農地改良とはどのようなものですか。

◎事務局（田野井主査） 今回の農地改良と園芸用土採取の案件であります。対象地の東側に隣接する農地を、今回の譲渡人である●●さんが別の方から借りてさつきの苗木を育てています。この隣地が対象地より約70cmから1m程低いため高さを合わせるといことです。順番といたしましては、最初に園芸用土採取を行い、次に低めに土を戻して黒土も戻し、隣の農地と一体で利用できるように高さを低く揃えるという農地改良となっております。

◎議長は、議案第3号について質問を求めた。

◎竹澤 靖委員 1番ですが、今の説明ですと申請している農地が低くなるということですが、何年か前の台風の時に川が増水しましたが、そういったことは大丈夫なのでしょうか？

◎事務局（田野井主査） この土地の地形ですが、高くなっているのは北側の全体の3分の2くらいで、そこから南に滑らかに傾斜して低くなっています。川に接するのは南の方で、そこらは削りませんので高低差は変わりません。

◎議長は、議案第3号について他に質問を求めた。

◎鈴木克男委員 2番の磯町の貸借権の園芸用土採取の場所ですが、子供たちが登下校するから業者には子供に十分に配慮する考え方をしてもらわないと困る。事務局としてはどのように指導するつもりなのか改めて説明してください。

◎事務局（田野井主査） まず登下校の時間帯には掘削等、車両の出入りはしないということ

---

を、代理人を通して申請者に確認させて頂きました。その他、細かいことについては学校とよく調整するようにと、改めて業者の方には申し伝えたいと思います。

◎鈴木克男委員 登下校時に子供たちが事故のないように、十分に気を付けるような方法を何か業者にとってももらいたいと思います。それだけは強く要望したい。業者から一筆とるなりなんなりして欲しい。もし事故が起きてしまったら、大変なことになる。

◎川田武雄委員 私は交通安全の役員をしていた経験があるので発言するのですが、交通安全協会の地元支部と駐在所は連携しているので、この情報を安協支部に伝えて駐在所や学校とすり合わせをするということをやっていたらいいと思います。業者だけの対応ではなく、公に組織があるのでそれを活用して子供たちの安全を確保するような指示をしていただきたい。

◎事務局（橋本事務局長） 業者の方に最大限できる限りの安全対策と、安協と学校が連携して対応してもらおうよう調整・指導していきたいと思います。

◎議長は、議案第3号について他に質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番及び2番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第4号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。鹿沼市長より令和4年8月10日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には、新規利用権設定、中間管理事業について記載し、区分の欄外に合計として、件数、筆数、面積をお示ししております。議案書5ページをご覧ください。新規の利用権設定が1件、1筆、1,721㎡となっております。続いて議案書6ページから9ページをご覧ください。中間管理事業による利用権設定が、13件、50筆、49,946.86㎡となっております。これら合計14件、51筆、面積51,667.86㎡となっております。以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第4号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から14番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第5号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）について」を議題とし議案説明を事務局に求めた

◎事務局（星野主査） 農政課農政係の星野です。それでは議案5号鹿沼農業振興地域整備計

---

画の変更(用途区分)についてご説明させていただきます。お手元の議案書10ページをご覧ください。まず用途区分の変更についてご説明させていただきます。用途区分の変更とは、農業振興地域内の農地を、畜舎や農機具倉庫等の農業用の施設に変更する場合に行なわれるもので、農業に係る施設への転用を目的とするため農振除外は不要となります。ただし、農地法上の農地ではなくなるため、その土地の用途を農地から農業用施設用地へと変更する手続きが必要となります。番号1番、亀和田町の●●さん申出の農業用施設用地（農業用倉庫及び駐車場）です。面積は1筆で1,509㎡。場所は磯町地内、鹿沼市立南押原小学校から南へ約1.1kmに位置し、東・西・北側を田、南側を宅地に接しています。今回、自己所有する田を亀和田・北赤塚営農組合のための農業用倉庫及び駐車場として利用するため申し出に至りました。農業経営の発展を図るものであること、また周辺農地に与える影響が少ないことから用途区分の変更を支障はないと思われまます。以上で鹿沼農業振興地域整備計画の変更（用途区分）についての説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いたします。

◎議長は、農政課の説明の後、担当地区委員の意見を求めた。

◎鈴木克男委員 1番、亀和田町の件については農政課の報告の通り問題はありません。案内図にあるとおり東側は1.5m幅の水路になっていて西側から車が入るようになっている。そこに車10台ぐらいが入るような形にするようです。南側には建物があつて乾燥機とかトラクター、コンバインが入っています。ちょっと分からなかったのが質問しますが、農業用倉庫は敷地のどのあたりに建てる予定でしょうか。

◎事務局（星野主査） 補足させていただきます。倉庫自体は、ちょうど横長の土地の真ん中あたりの南側に建つ予定となっております。

◎議長は、他に意見を求めたが、意見は無かったため、1番について異存なしと決した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前11時5分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和4年8月25日

議 長

署名委員

---

署名委員

---